

返戻金について

株式会社クレイドは有料職業紹介における返戻金について、以下の通り定めるものとする。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担額
返戻金	返金規定 被採用者の自己都合に因る退職、または就業規定により懲戒解雇となった場合は、下記の通り返金をする。 被採用者が 1 ヶ月以内に退職した場合は上記成功報酬の 50%、被採用者が 3 ヶ月以内に退職した場合は、上記成功報酬の 25%を返金する。